

射水市役所本庁舎食堂運営・自動販売機設置運営事業者募集要項

1 趣旨

この募集要項は、射水市役所本庁舎において、来庁者、周辺公共施設利用者及び職員の利便性を図るための食堂及び自動販売機設置を併せて運営する事業者（法人又は個人）を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な手続等について定める。

2 選定方法

公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により運営事業者となる候補者を決定する。

3 募集事業の概要

(1) 概要

本市が指定する本庁舎の一部において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、行政財産である建物の一部を賃貸する定期建物賃貸借契約を事業者と締結し、事業者は食堂及び自動販売機設置の運営を行う。

(2) 設置場所

射水市新開発410番地1（大島中央公園東側隣接地）

(3) 食堂

厨房諸室 約49㎡

市民開放スペース 約143㎡（共用）、座席数50席程度

(4) 自動販売機

1階市民開放スペース横、3・4階リフレッシュ・コーナーに7台程度設置可能

※設置台数は提案台数を踏まえて協議する。

なお、2階リフレッシュ・コーナーは、福祉団体等による自動販売機を設置する。

(5) 貸付期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

※食堂の開設に伴う設備の設置、開店準備若しくは閉店に伴う原状回復又は自動販売機の設置若しくは撤去に要する期間について、貸付期間に含むこととする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公共施設又は民間事業所等において飲食物提供を行った事業の実績があること。
- (3) 過去1年間に法令に基づく営業停止処分等を受けたことがないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）、宗教法人（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）及びこれらに類する団体でないこと。
- (7) 法人の場合は、富山県内に本店、支店又は営業所を有すること。個人の場合は、富山県内に居住し業を営んでいること。
- (8) 本市の納税義務者である場合は、市税を滞納していないこと。

5 運営に関する仕様

別紙「仕様書」のとおり

6 募集のスケジュール

令和7年	8月29日（金）	事業者公募の公告
令和7年	9月19日（金）	質問票提出期限
令和7年	9月30日（火）	質問票の回答
令和7年	10月14日（火）	参加表明書提出期限
令和7年	10月31日（金）	企画提案書提出期限
令和7年	11月下旬	プレゼンテーション・ヒアリング審査
令和7年	12月中旬	選定結果通知

7 募集要項等の交付

(1) 交付期間

令和7年8月29日（金）から令和7年9月22日（月）まで

(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

(2) 交付時間

午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで

(3) 交付場所

- ・ 射水市役所本庁舎 4 階 財務管理部防災・資産管理課管財係
(〒 9 3 9 - 0 2 9 4 富山県射水市新開発 4 1 0 番地 1)
- ・ 市ホームページからダウンロード

8 質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和 7 年 9 月 1 9 日 (金) 午後 5 時 0 0 分まで

(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

(2) 提出方法

質問票 (様式 1) に記載のうえ、担当部署あてに持参、郵送、ファックス又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。口頭による質問は受け付けない。

ファックス : 0 7 6 6 - 5 1 - 6 6 5 0

電子メールアドレス : shisankanri@city.imizu.lg.jp

(3) 回答方法

回答は、令和 7 年 9 月 3 0 日 (火) までに質問票提出者全員にファックス又は電子メールの添付ファイルにより送付するとともに、市ホームページに掲載する。

9 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和 7 年 1 0 月 1 4 日 (火) 午後 5 時 0 0 分まで

(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※郵送の場合は書留郵便とし、提出期限必着とする。

(3) 提出先

〒 9 3 9 - 0 2 9 4 富山県射水市新開発 4 1 0 番地 1

射水市役所

財務管理部防災・資産管理課管財係 (本庁舎 4 階)

(4) 提出書類

- ア 参加表明書（様式 2）
- イ 提案者の業務（会社）概要（様式 3）
- ウ 履歴事項全部証明書（法人の場合）又は身分証明書（個人の場合）
※発行後 3 か月以内のものであること。複写可とする。
- エ 直近 1 年間に係る財務諸表類の写し
 - ・ 法人の場合は、貸借対照表、損益計算書等経営実績がわかるもの
 - ・ 個人事業主の場合は、所得税確定申告書の写し
- オ 免許が必要な商品を取り扱う場合は当該免許の写し
- カ 誓約書（様式 4）

(5) 提出部数

各 1 部

1 0 企画提案書

(1) 提出期間

令和 7 年 1 0 月 1 4 日（火）から 1 0 月 3 1 日（金）まで
（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 提出時間

午前 9 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで

(3) 提出方法

PDF データを防災・資産管理課の課メールへ送付するか持参又は郵送により提出すること。

※郵送の場合は書留郵便とし、提出期限必着とする。

(4) 提出場所

〒 9 3 9 - 0 2 9 4 富山県射水市新開発 4 1 0 番地 1
射水市役所
財務管理部防災・資産管理課管財係（本庁舎 4 階）

(5) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式 5）

イ 企画提案書（任意様式）

企画提案書は下記(7)企画提案記載項目のア～コに示す内容に沿って作成し、A 4 サイズ（A 3 サイズは折込み）で提出すること。

なお、別途、企画提案の内容についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ウ 本社・本店所在地及び射水市における食品衛生法に基づく行政処分の有無に関する証明書（過去 1 年分）

(6) 企画提案書記載項目

ア 事業実績

応募の日から過去２年間に於ける食堂・自動販売機運営の実績を記載すること。

※公共施設又は民間事業所等において飲食物提供を行った事業の実績がわかるようにすること。

イ 本事業を行うに当たっての方針・コンセプト

本事業を行うに当たっての取組方針、営業時間、店舗運営のコンセプト等を記載すること。

ウ 提供メニュー、販売商品及び価格

食堂の提供予定メニューと価格、自動販売機での販売予定商品を記載すること。なお、本プロポーザル仕様書中「７要求事項（１）食堂 ②」に示す射水市産食材に関する提案がある場合は、メニューの例示や提供方法、回数等を具体的に記載すること。

エ 利用促進のためのサービス提供等

食堂の利用促進の充実を図るサービスや、利用者からの要望・クレーム等への対応方法等について記載すること。

オ 営業時間、業務実施体制、管理体制、バックアップ体制等

営業時間や業務実施体制、管理体制や社内でのバックアップ体制、従業員の教育訓練等について記載すること。

カ 食材や商品の搬入方法・頻度、管理等

食材や商品の搬入方法・頻度、食品の管理・廃棄物の処理方法等（自動販売機を含む。）について記載すること。

キ 環境への配慮

省エネルギー、廃棄物の減量化を推進するための工夫等について記載すること。

ク 安全管理・食品衛生等

安全衛生管理の考え方、リスク発生防止やリスク発生時・災害発生時の対応方法、保険加入等について記載すること。

ケ 開業までの準備スケジュール

開業準備、自動販売機設置、手続等についてのスケジュールを記載すること。

コ 収支見込み・使用料

使用料、利用者数、客単価、人件費、材料費、工事費、光熱水費等を見込んだ収支計画を記載すること。使用料については、売上実績額

（消費税及び地方消費税を含む。）に事業者が提案する一定の率を乗じることとするが、食堂及び自動販売機各々の月次の売上に対する率として記載すること。 ※記載例 （食堂△△％、自動販売機□□％）

1 1 プレゼンテーション・ヒアリングの実施

企画提案の審査については、書面審査のほか企画提案書の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施する。ただし、参加表明者が多数であると認める場合は、提出された書類による第1次審査を行い、予めプレゼンテーション等に参加する事業者を選定した上で行うことがある。

(1) 実施日時・場所

プレゼンテーションの日時及び場所等については、参加事業者に対して別途通知する。

(2) 留意事項

ア 時間は、1提案者当たり30分程度を予定する。（質疑応答の時間を5分程度設けること。）

イ プレゼンテーション等に係る費用は、参加事業者の負担とする。

ウ プレゼンテーション等に用いる資料は、企画提案書の内容のみ（拡大したもの又はプロジェクタ等を使用した拡大映像は可）とし、追加資料の提出や使用は一切認めない。

なお、拡大映像で説明する際のパソコン及びその他必要な機器は各社で準備すること。（プロジェクタ、スクリーン、電源タップ、HDMIケーブルは本市で準備する。）

エ プレゼンテーションにおける試食用食品、試飲用飲料の配布は行わない。

(3) 評価項目

	項目	配点
①	事業実績	5
②	事業実施の際の方針・コンセプト	10
③	提供メニュー、販売商品及び価格	20
④	利用促進のためのサービス提供等	5
⑤	業務実施体制	10
⑥	食材・商品の搬入方法・頻度、管理等	10
⑦	環境への配慮	5
⑧	安全管理・食品衛生等	15

⑨	開業までの準備スケジュール	5
⑩	収支見込みの妥当性、使用料	1 5

1 2 選定方法及び事業者の決定

本市は参加事業者の提案内容を審査するため、本市の職員で構成する射水市役所本庁舎食堂運営及び自動販売機設置運営事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

選定委員会は、企画提案書の評価項目について、プレゼンテーション等を踏まえて総合的に審査し、最も評価点数の高い参加事業者を最優秀提案者に、2番目に高い評価点数の参加事業者を優秀提案者に決定する。

本市は、選定委員会による審査結果を参加事業者に文書で通知するとともに、本市のホームページ上で公表する予定である。

なお、プレゼンテーション・ヒアリング及び選定委員会は、非公開とする。

1 3 決定後の手続

(1) 本市は、最優秀提案者を運営事業者の内定者として、本事業実施に向け協議を行う。

(2) 最優秀提案者との協議が整わない場合は、優秀提案者を繰り上げ、協議を行う。

(3) 次の場合は、運営事業者の内定を取り消す。

ア 選定から事業開始までの間に内定運営事業者の諸般の事情変化等により企画提案した事業の運営が確実に履行できないと判断したとき。

イ 著しく社会的信用を損なう行為等により、運営事業者としてふさわしくないと判断したとき。

1 4 失格事項

次のいずれかに該当する者は本プロポーザルの参加資格を取り消す。

(1) 提出書類等を提出期限までに提出しなかった場合

(2) 提案内容に虚偽又は不正がある場合

(3) 本プロポーザル手続期間中に参加資格条件を満たさなくなった場合

(4) その他不正な行為があった場合

1 5 留意事項

(1) 本市が提供する資料（図面等）は、本プロポーザル以外の用途に使用す

ることはできない。

- (2) 本プロポーザルに要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルに関する企画提案書の著作権は参加事業者に帰属する。
ただし、審査結果の公表に当たって本市が必要と認めるときには、企画提案書の全部又は一部を本市が使用できるものとする。
- (4) 募集要項に記載する提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。
- (5) 書類提出後の差し替え、変更、再提出及び追加はできない。ただし、記載漏れ等につき、本市が補正を求めた場合を除く。
- (6) 参加事業者から提出のあった書類は返却しない。
- (7) 参加表明書提出後の辞退については、辞退届（様式 6）を提出してください。

1 6 問い合わせ先

〒939-0294 富山県射水市新開発410番地1

射水市役所

財務管理部防災・資産管理課管財係（本庁舎4階）

電話：0766-51-6617

ファックス：0766-51-6650

電子メールアドレス：shisankanri@city.imizu.lg.jp

ホームページアドレス：<https://www.city.imizu.toyama.jp/>